



河内町民生委員児童委員協議会

令和 7 年度河内町民生委員児童委員協議会総会

5 月 13 日、令和 7 年度「民生委員児童委員協議会」総会が開かれ、以下の重点目標と推進事項等が話し合われ採択されました。私たち民生委員児童委員は、地域の頼れる身近な相談相手として、地域の信頼を得て、地域に寄り添いながら活動を重ねていきます。自らの責務を自覚し、関係機関と連携しながら継続的な支援活動を推進いたします。

重点目標

○高齢者の福祉対策

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等の実態を把握し支援を行う。

○児童の福祉対策

次世代を担う児童の健全な育成と自立支援の為、関係機関との連携を密にし、児童を取り巻く環境の浄化と適切な援助・助言を行う。

○障害者の福祉対策

障害者に対し社会参加ができるように必要な支援を行う。

推進事項

1. 「災害時一人も見逃さない運動」を推進し、「災害時要支援者マップ」作り等を継続的に行う。
2. 地域ケアシステム推進事業に協力する。
3. 各種保険制度や福祉政策について研修する。
4. 自らの活動を振り返り意識の向上を高める。
5. 地域住民の方々に、民生委員・児童委員の活動を知ってもらう。



私たち民生委員児童委員は、総会や定例会、その他研修会等の時に、以下の信条を唱和し、活動への意識を高めるようにしています。

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

ちょっと一休み

お茶でも飲みませんか？

時々水などを飲まないで、熱中症になっちゃうよ!! のどがかわく前に飲まないかね。

今は、家の中の熱中症が増えているんだよ。本当に、最近の夏は昔の夏と、暑さがちがうからね。

そうだ、エアコンも使わないとねー。

この前も、エアコンを使わないで顔を赤くして暑そうだったじゃない？

エアコンの風がきれい、扇風機があるからいいよなんて言ってる場合じゃないからね。

何か気になることや、困ったことがあったら遠慮しないで、民生委員に話すといいよ。相談にのってくれるから……



あじさい福祉園「れるび」を見学して

民児委員 青木 和義

障害福祉サービス事業所「れるび」で研修を行いました。「れるび」は、自然豊かな環境の中で、利用者一人一人が住み慣れた地域の中で夢を持ち、自分らしくあるがままに暮らしていくことができるよう、一人一人に温かく寄り添ってサポートしていく事業を展開しています。

【「れるび」にある事業所】

①多機能型事業所 生活介護（定員 19 名）9 時～16 時

午前は、ウォーキングをします。午後は、リサイクル活動、手工芸、農作業、生産的活動等を行います。

②多機能型事業所 就労継続支援B型（定員10名）9 時～16 時

生産的活動や社会参加の機会を提供し、自立に向け、支援をしています。就労内容：リサイクル、外注作業・農耕作業・除草作業等

③短期入所事業所（定員 3 名）

家庭の事情で短期の入所が必要になった時、必要なサービスを提供し支援をしています。

④共同生活援助事業所（定員 7 名）

障害があっても地域の中で自分らしく、暮らしていくことを目的としたサービスを提供しています。

⑤指定特定相談支援事業所

様々な相談に応じ、必要な解決策を検討する「基本相談」から、サービス等の利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの計画相談支援を行います。



町外からの施設利用希望者もいるそうです。それだけ必要とされている、施設が充実した、数少ない施設であると思います。施設利用者本人のためにも、また、ご家族のためにも、地域には無くてはならない施設であると思います。地域とのつながりを、今まで以上に高めていってもらいたいと思いました。

児童委員の活動について

民生委員は、児童委員も兼ねております。その活動は地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどに関する様々な相談や支援等を行っています。

その内容は

1. 日頃の見守り活動や、町や児童相談所等の関係機関との連携、情報共有により、地域における子供や子育て家庭等を把握します。
2. 子供や子育て家庭との関わりの中で相談に応じ、必要に応じて福祉サービス等の情報提供や関係機関の支援が受けられるよう、つなぎ役、橋渡し役となります。
3. 地域住民の参加も働きかけつつ、児童の居場所づくりや体験活動の健全育成に関わる活動を展開します。
4. 日頃から子育て家庭の相談に応じるとともに、児童虐待の発生予防に努めます。また、地域住民も含め、関係機関・団体と連携して虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。
5. 日頃の見守り活動や、子供・子育て家庭からの相談によって把握した課題を改善するために、必要な関係機関等に民児協を通じた意見具申を行います。
6. 保護者のいない子供や、虐待を受けていると思われる子供、また支援が必要な妊産婦やひとり親家庭などを発見したり、相談を受けた場合には、速やかに町や児童相談所・福祉施設・保健所等の適切な関係機関に連絡通報します。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする方の悩みごとや心配ごとの相談に応じ、行政や専門機関をつなぐパイプ役として活動を行っています。

